

久保・佐々木税理士法人通信

編集発行人 税理士 久保 一 則

〒355-0072
東松山市大字石橋1639-3
TEL 0493 (24) 1818
FAX 0493 (24) 1843



暑中お見舞い
申し上げます

掲載 インボイス制度 見直しのポイント

◆ 8月の税務と労務

国 税	7月分源泉所得税の納付	8月13日
国 税	6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	9月2日
国 税	12月決算法人の中間申告	9月2日
国 税	9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	9月2日
国 税	個人事業者の消費税等の中間申告	9月2日
地方税	個人事業税第1期分の納付	都道府県の条例で定める日
地方税	個人住民税第2期分の納付	市区町村の条例で定める日

8月

(英月) AUGUST

2024 (令和6年)

11日・山の日 12日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31



相続人申告登記 相続登記が令和6年4月から義務化されましたが、期限内の申請が難しい場合に、簡易に義務を履行できる手続きが「相続人申告登記」です。相続登記の義務不履行による過料を回避できるメリットがありますが、相続した不動産を売却したり抵当権を設定する際には、通常の相続登記が必要な点にご注意ください。

令和6年度税制改正 インボイス制度 見直しのポイント

令和6年度税制改正(以下「6年度改正」といいます。)では、昨年10月から実施されたインボイス制度について、自動販売機又は自動サービス機により行われる課税仕入れ(以下「自動販売機特例」といいます。)及び、使用の際に証票が回収される課税仕入れ(以下「回収特例」といいます。)について見直しが実施されています。

今回は、6年度改正のうち日々の経理事務に直接影響する消費税関係の見直し事項をみていきます。

1 帳簿保存のみで仕入税額控除を適用できる取引

(1) インボイス制度の原則

インボイス制度が導入される以前は、税込価額3万円未満の取引については、領収書の保存がなくても、帳簿にその取引を記載することにより仕入税額控除を適用することができました。しかし、インボイス制度導入後は、税込価額3万円未満の取引であっても領収書を受領し、保管することが原則になり

ました。

(2) 対象となる取引の具体例

インボイス制度導入後においても、領収書や請求書の受領が難しい取引があり、これらについては一定事項を記載した帳簿を保存することにより、例外的に仕入税額控除を適用できることとされています。

現在、インボイスの交付義務が免除され、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引には、表1の取引等が該当します(主なもののみ掲載)。自動販売機特例と回収特例もその一つです。

(3) 経過措置

次の条件に該当する法人と個人事業者については、令和5年10月1日から同11年9月30日まで経過措置が設けられています。表1記載の取引以外の「税込1万円未満の課税仕入れ」について、インボイス・簡易インボイスの保存がなくても、記載条件を満たした帳簿保存のみで仕入税額控除の適用が可能です。

法人…前々事業年度の課税売上の額が1億円以下又は前事業年度の上半期の課税売上の額が5千万円以下

個人事業者…前々年の課税売上の額が1億円以下又は前年の1月から6月の課税売上の額が5千万円以下

表1 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引の例(主なもののみ掲載)

- ① インボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 簡易インボイスの記載事項(取引年月日を除く)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引(①に該当するものを除く)【回収特例】
- ③ 古物営業・質屋を営む者のインボイス発行事業者でない者からの古物・質物(古物営業業者・質屋の棚卸資産に該当するものに限る)の購入・取得
- ④ インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等【自動販売機特例】
- ⑤ インボイスの交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)
- ⑥ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

2 自動販売機特例とは?

自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち、その課税資産の譲渡等に係る税込価額が3万円未満の取引をいいます。

例えば、自動販売機による飲食料品の販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービス、金融機関のATMによる手数料を対価とする入金サービスや振り込みサービスのように、機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものが該当します。

表2 自動販売機特例・回収特例 6年度改正後の記載例

自動販売機特例

会議の際に提供する飲み物として、自動販売機で飲料(1本150円)を20本(計3千円)購入した場合の記載例

総勘定元帳(会議費) (株)〇〇〇				
XX年		摘 要	借 方 (円)	貸 方 (円)
月	日			
2	8	自販機 飲料※	3,000	
:	:	:	:	

※は軽減税率対象品目

回収特例

社員の福利厚生目的で施設の入場料(1枚2千円)を4枚(計8千円)購入した場合の記載例

総勘定元帳(福利厚生費) (株)〇〇〇				
XX年		摘 要	借 方 (円)	貸 方 (円)
月	日			
2	8	〇〇施設入場券	8,000	
:	:	:	:	

3 回収特例とは？

入場券のような物品切手等で簡易インボイスの記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されているものが、引換給付の際にインボイス発行事業者回収される取引をいいます。

ただし、表1①に該当する取引は回収特例から除かれます。

4 6年度改正による見直し

(1) 見直しの内容

自動販売機特例・回収特例を適用する場合、6年度改正前においては、帳簿に①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②取引年月日、③取引内容(軽減税率の対象の場合はその旨記載)、④課税仕入れの相手方の住所又は所在地、⑤支払対価の額、⑥特例適用対象となる旨、をそれぞれ記載することとされていましたが、今回の見直しにより④は記載する必要がなくなりました。具体的な帳簿の記載例は、表2をご参照ください。

なお、自動販売機特例又は回収特例を適用するに当たり、取引額が3万円未満かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します。

(2) 適用開始日

この見直しは、インボイス制度が実施された令和5年10月1日以降の取引について適用されますが、すでに記帳されている取引内容をさかのぼって訂正する必要はありません。また、見直し後も引き続き帳簿に住所又は所在地を記載していたとしても問題ありません。

5 まとめ

自動販売機特例や回収特例は日常的に発生する取引に関連しています。各特例を適用するに当たり、どのような記録を保存し、どのように記帳するのか判断に迷うことも多いと思います。役員・社員間で取扱いに係る情報を共有し、無駄な記帳事項は省略して効率的な経理事務につなげていくことが肝要です。

【参考資料】

国税庁

「令和6年度税制改正の

大綱について(インボイス関連)」



日本年金機構 被保険者データ CD 提供の終了予定

現在、日本年金機構により各種手続きのオンライン化が進められていることを踏まえ、被保険者データを収録したCDを郵送するサービスは、令和7年3月をもって終了となる予定です。CDを活用していた事業主の方は、終了までの期間にオンラインによる情報入を試しておく、切替がスムーズに行えるでしょう。

なお、「オンライン事業所年金情報サービス」は、現在GビズIDを持つ事業主のみ利用可能ですが、令和7年1月以降は、①電子証明書を持つ事業主、②社会保険事務を受託している社会保険労務士、についても利用可能とするサービス拡大が予定されています(令和6年4月号「日本年金機構からのお知らせ」)。

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

昨今の世界的なインフレ圧力の増大や原材料費の高騰から、多くの業種が厳しい事業環境にあり、事業者の柔軟性と革新性が試されています。話題の生成 AI をはじめ最新のテクノロジーも取り入れながら、製品やサービスの付加価値を高めることで、顧客の信頼を維持し市場での競争力を保つことが求められます。

令和6年度の税制改正では、定額減税の実施と賃上げ促進税制の強化が盛り込まれました。これらは、物価高への対応と賃金上昇の相乗効果で、経済の好循環につなげることを目的とした施策です。定額減税においては、すでに6月から給与や賞与の源泉徴収税額からの減税などが始まっていますが、年末調整の際にも必要となる手続きがありますので、早めに準備を行うことが大切です。

労務関係では、物流業界などで「2024年問題」とも言われる年間時間外労働時間の制限があり、社会全体で働き方改革への関心が高まっています。事業者の皆様におかれましても、ワークライフバランスに対する意識を持ち、適切な対応を行うことが求められています。また、2024年問題に伴い運送コストの上昇など経済的な影響も見受けられ、事業活動を持続していくため着実な経営判断を行っていくことが、より一層重要になっています。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

固定資産税等の 必要経費算入時期

その年分の各種所得の金額の計算上必要経費に算入する租税は、原則として、その年12月31日までに申告や賦課決定等により納付すべきことが具体的に確定したものとされています。

ただし、固定資産税などの賦課課税方式による租税で納期が分割して定められているものについては、各納期の税額をそれぞれの納期の開始の日の属する年分または実際に納付した日の属する年分の必要経費とすることもできます。例えば、固定資産税の第4期分の税額は、原則として賦課決定を受けた年分の必要経費になりますが、その翌年2月が納期となっていますので、納期の開始の日の属する翌年分の必要経費とすることもできますし、または実際に納付したその後の年分の必要経費とすることもできます。

KEY WORD

金地金を譲渡したときの所得

金地金を売ったときの所得は、原則、譲渡所得として、給与所得など他の所得と合わせて総合課税の対象となります。その人が営利を目的として継続的に金地金を売買している場合は、その実態により事業所得または雑所得になりますが、ほとんどの方はこれには該当しないと思います。

課税される譲渡所得の金額は、譲渡益（売った金額－買った金額）から特別控除50万円を差し引いた金額となります。金地金の所有期間が5年超だった場合は、さらにその1/2に相当する金額になります。

なお、金投資口座や金貯蓄口座などからの利益は金地金の現物の譲渡とは異なり、実態は金融取引に近いことから、金融類似商品の収益として一律20.315%の税率による源泉分離課税となります。これは源泉徴収だけで終了しますので、他の所得と合算して確定申告をすることはできません。